

答 申

納入すべきパッケージ系電子出版物の
「最良版」について

平成12年8月31日

納 本 制 度 審 議 会

納本制度審議会
平成12年8月31日

国立国会図書館長
戸張正雄殿

納本制度審議会
会長衛藤藩吉

答申

納入すべきパッケージ系電子出版物の「最良版」について

本審議会は、平成12年6月5日付け国図収第51号により諮問の
あった「納入すべきパッケージ系電子出版物の「最良版」について」
に関し、調査審議した結果、結論を得たので、納本制度審議会規程第
2条第1項の規定に基づき答申する。

目 次

はじめに	1
第1節 「最良版」の規定とその趣旨	2
1 「最良版」の規定	
2 規定の趣旨	
3 「最良版」と発行時期の関係	
4 「最良版」と「再版」の関係	
5 「完全なもの」の意義	
第2節 現行の納入対象出版物と「最良版」について	6
1 印刷その他の方法による出版物	
2 映画技術によって製作した著作物	
3 録音盤その他音を機械的に複製する用に供する機器に写調した著作物	
第3節 パッケージ系電子出版物の類型と発行の特徴について	8
1 納入対象となるパッケージ系電子出版物の類型	
2 パッケージ系電子出版物の発行の特徴	
第4節 パッケージ系電子出版物の「最良版」とその決定基準について	11
おわりに	13
資料	
1 国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成12年法律第37号) 〔新旧対照表〕	15
2 米国著作権法に基づく納入すべき出版物の「最良版」(Best Edition) の適用基準	19

参考資料

1 詮問書	27
2 納本制度審議会の構成	28
3 調査審議経過	30

はじめに

納本制度審議会は、平成12年6月5日、国立国会図書館長から「納入すべきパッケージ系電子出版物の「最良版」について」諮問を受け、同年10月1日からの改正納本制度の円滑な実施を図るため、様々な版により発行されることが多いパッケージ系電子出版物の「最良版」について明確な決定基準を設けるべく、調査審議を進めることとなった。

本審議会は、この諮問事項について、専門的、技術的な調査審議が必要であると判断し、納入出版物の最良版に関する小委員会を設け、同小委員会に諮問事項に関する検討及び報告を求めるることとした。

同小委員会においては、平成12年6月26日及び同年8月3日の2回にわたり詳細な検討が行われ、同年8月31日に『納本制度審議会納入出版物の最良版に関する小委員会報告 - 納入すべきパッケージ系電子出版物の「最良版」について -』が、同小委員会から本審議会に提出された。

本審議会は、審議の結果、同小委員会報告が妥当なものであることを全会一致で認め、この結論をもとに本審議会の答申を決定した。

本答申の構成は、以下のとおりである。

第1節では、納入すべきパッケージ系電子出版物の「最良版」を決定するに当たり議論の前提となる国立国会図書館法の「最良版」の規定とその趣旨について考察した。

第2節では、現行の納入対象出版物の「最良版」についてまとめた。

第3節では、パッケージ系電子出版物の発行の実態を調査し、「最良版」の決定が問題となる事例を整理した。

第4節では、以上の検討を踏まえ、結論として、パッケージ系電子出版物の「最良版」の決定基準を提示した。

第1節 「最良版」の規定とその趣旨

1 「最良版」の規定

国立国会図書館法（昭和23年法律第5号。以下「法」という。）第25条第1項は、国、地方公共団体等の出版物以外の出版物、いわゆる民間出版物の納入について規定している。この規定により、法第24条第1項に掲げる出版物を発行した者は、「文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から30日以内に、最良版の完全なもの1部を国立国会図書館に納入」する義務が課されている（資料1 国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成12年法律第37号）〔新旧対照表〕参照）。

「最良版の完全なもの」という語句は、昭和23年の制定当時の法第25条の規定ではなく、代償金の交付と過料に関する規定とともに、昭和24年の法の一部改正の際に盛り込まれたものである。

同様の語句は、米国著作権法に見ることができる。もともと法の制定に当たって大きな影響を受けた米国の納本制度をモデルとして、「最良版」（Best Edition）の規定を継承したものと思われる（資料2 米国著作権法に基づく納入すべき出版物の「最良版」（Best Edition）の適用基準参照）。

2 規定の趣旨

法第25条第1項の「最良版」の規定は、発行される出版物のうちには複数の版があることを想定した規定である。

ある特定の著作物や情報を記録した出版物が特定の発行者から発行される場合、中にはハードカバーとペーパーバックの例のように製本や装丁の異なるもの、また、レコード、カセットテープとCDや、ビデオカセットテープ、LDとDVDの例のように記録媒体の異なるものなどが、同時期に発行される場合がある。

「最良版」の規定は、上記の例のように製本や装丁の違い、記録媒体の違いなどにより複数の版で発行される出版物について、そのうちの「最良版」に該当するものを納入すればその他の版のものの納入を免除するという趣旨である。これは、同一の発行者による同一内容の出版物については、その「最良版」、すなわち、「文化財の蓄積及びその利用に資する」という納本の目的に最も適するもの（図書館資料として長期保存と利用に耐えるもの）に該当する出版物の納入を求める規定であると同時に、

一方では納入義務者である発行者の負担を最小限にとどめようとするものと解される。

なお、一種類の版で発行される出版物については、当然のことながら、当該出版物が「最良版」であり、発行者は、当該出版物を納入することとなる。また、同一内容の出版物を別の発行者が発行した場合は、発行者に対して納入義務が課されていることから、別の出版物として納入の対象となる。

3 「最良版」と発行時期の関係

「最良版」の決定の問題は、同一内容の出版物が複数の版で発行された場合に生ずる。「最良版」の選定対象となる出版物の範囲について、これら複数の版が同時又は同時とみなされる相当な期間内に発行される場合には疑義は生じないが、それぞれの版が期間を置いて発行され、特に「発行の日から30日以内」という納入期限を超えて発行される場合には、納入期限との関係で問題が生ずる。

後者の場合でも、発行者が発行しようとするある特定の著作物や情報について、その権利者との出版権設定契約その他の契約又は発行慣行により、あらかじめ複数の版で発行することが明らかであるときは、個々の版の発行時期にかかわらず、そのすべての版を「最良版」の選定対象とすべきであると解される。すなわち、後に発行される版が「最良版」に該当するときは、発行者は、その発行を待って、これを納入すれば足り、先に発行された版については、法第25条第1項ただし書の「特別の事由」により、その納入が免除されることとなる。最初に発行される版が「最良版」に該当するときは、その版を納入対象とし、後で発行された版は納入を免除される。

ただし、次の版の発行時期が確定していない場合や、次の版が発行されるまでに相当な間隔があるものであって、納本の目的である「利用」に著しく支障を来す場合には、「最良版」の選定対象とはならないと解すべきである。したがって、これらの版については、発行された時点でそれぞれ納入の対象となると考えられる。

4 「最良版」と「再版」の関係

法第24条第2項は、出版物の「再版」についても納入義務を課する規定である。

「再版」とは、一般的に初版又は前版の出版物の印刷用原版等を改めて作り直した上で、又は印刷用原版等に修正、追加等を行った上で、再び発行することをいう（第2版、改訂版など）。

法第25条第2項の規定（法第24条第2項の準用）により、民間出版物の「再版」についても、初版又は前版に比べその内容に増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がすでに納入又は寄贈若しくは遺贈されている場合を除き、すべて納入されることとなる。

「最良版」の規定は、出版物の「再版」の場合にも適用されると解される。すなわち、最初に複数の版により発行された出版物について、そのうちの「最良版」が納入され、その後、それらの版が同時期に「再版」された場合には、まず、「再版」規定の適用により、その内容に増減又は変更がないときは、納入は免除されるが、その内容に増減又は変更があるときは、納入の対象となる。そして、「最良版」の規定により、「再版」されたもののうちから「最良版」に該当する出版物を納入すれば、それ以外の版の納入は免除されることとなる。

なお、実際には、複数の版で発行された出版物が、そのまま同じ複数の版で同時期に「再版」される事例は稀であり、「再版」の場合において「最良版」の規定の適用関係が問題となるのは、むしろすでに納入されているある出版物が「再版」され、それと同時に、その「再版」と同一内容のものが記録媒体などを異にする別の版で発行される場合である。最初にハードカバーで発行された出版物が「再版」時に、ペーパーバックでも発行される場合や、最初にビデオカセットテープとLDで発行された映像ソフトが、その後「再版」時に、DVDでも発行される場合などが例として挙げられる。このような場合には、新たに発行される別の版については、基本的に納入の対象となると解されるが、納入義務者の負担を最小限にとどめるという「最良版」の規定の趣旨から、「再版」されたものと同時期に発行される他の版を合わせて「最良版」の選定対象とすべきであると考える。

5 「完全なもの」の意義

法第25条第1項の規定では、「最良版」であり、かつ、そのうちの「完全なもの」が納入すべき出版物とされている。

「完全なもの」とは、出版物の記録媒体及び記録された内容（カバー、容器を含む。以下「出版物本体」という。）ばかりでなく、当該出版物の発行の単位となるすべての要素を含めて完全なものをいう、と解される。

出版物本体に関しては、印刷出版物の場合には誤字、脱字、落丁、乱丁のないもの、その他の出版物の場合には傷、汚れのないもの、利用機器で再生された音や映像に傷

や歪みなどのないものが「完全なもの」であると解される。出版物本体以外の発行単位の要素に関しては、出版物本体とともに発行された説明書、付録などがすべてそろったものが「完全なもの」である。

第2節 現行の納入対象出版物と「最良版」について

現行の法第24条第1項各号に掲げる納入の対象となる出版物について、それぞれの出版物の類型ごとに同一内容の出版物が同一の発行者から記録媒体を含め様々な版により発行されるケースを整理すると、次の1から3までのように区分することができる。

1 印刷その他の方法による出版物（第24条第1項第1号から第5号まで及び第8号に規定する出版物）

図書、小冊子、逐次刊行物、マイクロ資料などの出版物について、同一内容のものが複数の版で発行されるケースには次の2つのケースが想定される。

(1) 同一の印刷用原版から作成されるが、ハードカバー、ペーパーバック、普及版、新装版、豪華版など印刷後の製本、装丁等が異なるケース。ごく稀には、用紙が異なるケースもある。

(2) 大活字版、文庫版、縮刷版、マイクロ版など印刷用原版が異なるケース。

ただし、いずれのケースにせよ、我が国の出版事情においては、実際に同一内容のものが同時期に複数の版で発行されるケースは比較的少ないので現状である。例えば、図書の場合では、ハードカバーとペーパーバックが同時に発行されることは稀であり、また、単行本の後に文庫版が発行される場合でも、別の著者による解説文が付加されるなど、同一内容の出版物には該当しないケースがほとんどである。

2 映画技術によって製作した著作物（第24条第1項第6号に規定する出版物）

映画フィルムの場合は、同一内容のものが複数の版により発行されるケースとして、35mmフィルム版、16mmフィルム版の両方で発行されるケースが考えられるが、この号に該当する出版物については、昭和24年法律第194号附則第2項によりその納入が免除されている。

3 録音盤その他音を機械的に複製する用に供する機器に写調した著作物（第24条第1項第7号に規定する出版物）

この号に該当する音を記録した出版物については、レコードとカセットテープ、近年ではCDとカセットテープというように記録媒体を異にして同一の発行者から発行される例が多く見られる。現行の納入対象出版物のうち、「最良版」の規定の適用が問題となるのはこれらの出版物である。「最良版」の規定の趣旨から、長期保存と利用に耐えるものの納入を求めれば足りるものとして、レコードやCDが納入されれば、カセットテープについては納入免除の取扱いがなされている。

第3節 パッケージ系電子出版物の類型と発行の特徴について

1 納入対象となるパッケージ系電子出版物の類型

パッケージ系電子出版物については、国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成12年法律第37号）による改正後の法第24条第1項第9号に「電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物」として、記録方法、記録媒体を問わず、一括りに規定されている。したがつて、現行の法第24条第1項第7号に規定される出版物のうち、改正後の同項第8号に規定される蓄音機用レコードを除き、音を記録したパッケージ系電子出版物は同項第9号に含まれることとなる。また、改正後の同項第6号に規定される映画フィルムを除き、映像を記録したパッケージ系電子出版物についても同項第9号に含まれ、コンテンツ系、アプリケーション系その他のパッケージ系電子出版物などとともに新たに納入対象となる。

2 パッケージ系電子出版物の発行の特徴

パッケージ系電子出版物の場合、従来の印刷出版物と異なり、同一内容のものが同一の発行者から、同時期に異なる記録媒体を含め様々な版で発行されるケースが非常に多いのが特徴である。それらのケースをそれぞれの出版物の類型ごとに示すと次のようなになる。なお、例に記載した西暦年月日は、発行日を表す。

(1) 音を記録したパッケージ系電子出版物

音を記録したパッケージ系電子出版物には、CDとカセットテープなどのように記録媒体を異にする場合がある。

[例] 『Young Love サザンオールスターズ』 ビクターエンターテインメント

カセットテープ 1996.7.20

CD 1996.7.20

MD 1997.4.23

(2) 映像を記録したパッケージ系電子出版物

映像を記録したパッケージ系電子出版物には、ビデオカセットテープ、LD、DVDのように記録媒体を異にする場合と、同一の記録媒体のうちでも字幕版と吹替版など様々な版で発行される場合がある。

[例] 『シックス・センス』 ポニーキャニオン

VHS [スペシャルエディション、字幕版] 2000.7.19

[スペシャルエディション、字幕版、ワイド版] 2000.7.19

LD [コレクターズエディション、字幕版] 2000.7.19

DVD [コレクターズエディション、字幕版／吹替版] 2000.7.19

[例] 『マトリックス』 ワーナー・ホーム・ビデオ

DVD [完全英語版、音声：英、字幕：英] 2000.2.17

[特別版、音声：日・英、字幕：日・英、メイキング映像付き]

2000.3.17

(3) その他のパッケージ系電子出版物

(1)及び(2)以外のパッケージ系電子出版物には、書誌、事典、データベースなどのコンテンツ系のほかに、アプリケーション系、ゲーム系などが含まれる。これらのパッケージ系電子出版物には、記録媒体を異にする場合、同一記録媒体でプラットフォーム（注）が異なる場合、特別機能が付加される場合などがある。

（注）プラットフォーム

コンピュータ・システムの基盤となるハードウェアやソフトウェアを指す。

（『2000-'01 最新パソコン用語事典』技術評論社 2000.1）。

Windows、Macintosh 等のOSや、電子ブック専用のプレイヤー、プレイステーション2等の家庭用ゲーム機などがプラットフォームの例である。

[例] 『Encarta 総合大百科 2000』 マイクロソフト

CD-ROM 1999.10.29

DVD-ROM 1999.11.5

[例] 『リーダーズ+プラスV2』 研究社

電子ブック (E B) 2000.6

CD - ROM 2000.7

[例] 『広辞苑 第五版 - 図版付き Ver.3.1』 システムソフト

Windows 版 2000.6.23

Macintosh 版 2000.6.23

[例] 『三國志』 コーエー

Windows 版 2000.2.18

Macintosh 版 2000.7.28

プレイステーション2版 2000.8.31

[例] 『世界大百科事典 第2版』 日立デジタル平凡社

ベーシック版 (Windows98/95/NT) 1998.10.23

プロフェッショナル版 (Windows98/95/NT) 1998.10.23 【探索機能等
を付加】

[例] 『リッチ・テキスト・コンバータ 2000』 アンテナハウス

R3 (Windows2000/98/95/NT4.0) 2000.3

R3 パーソナル (Windows2000/98/95/NT4.0) 2000.3 【文書変換機
能を限定】

[例] 『新英雄伝説』 日本ファルコム

新英雄伝説 プレミアム版 (Windows95) 1997.4.25 【MIDI コレクシ
ョン等を付加】

新英雄伝説 (Windows95) 1997.5.9

第4節 パッケージ系電子出版物の「最良版」とその決定基準について

法第25条第1項に規定する「最良版」とは、同一内容のものが同一の発行者から同時期に複数の版で発行される出版物がある場合において、「文化財の蓄積及びその利用に資する」という納本の目的に最も適するものをいう、と定義される（第1節2参照）。

パッケージ系電子出版物は、情報技術の進展に伴い、近年急速に増加しており、その記録方法、記録媒体及び利用機器も多様化している。このようなパッケージ系電子出版物の特性にかんがみ、複数の版のうちからその「最良版」を決定するに当たっては、以下に掲げる基準によることとし、〔1〕から順次当てはめていき、基準に適合したものを見出しその版を最良版とすることが適当である。

なお、コンテンツ系、アプリケーション系及びゲーム系のパッケージ系電子出版物におけるプラットフォームの相違並びに映像を記録したパッケージ系電子出版物における字幕版、吹替版などの相違については、記録された内容が異なる別の出版物と位置付け、納入の対象とし、この基準を適用しないものとする。また、アップグレード版については、「再版」規定の適用の問題と解し、初版又は前版に比べその内容に増減又は変更があるものは納入の対象となる。

- 〔1〕磁気テープより光ディスクその他の保存性に優れたもの
- 〔2〕記録媒体を格納する容器のないものよりあるもの
- 〔3〕保管に際し、特殊な施設や設備を必要とするものより必要としないもの
- 〔4〕利用提供に必要な説明書やマニュアルが添付されていないものより添付されているもの
- 〔5〕記録媒体又は利用機器の規格が普及していないものより普及しているもの
- 〔6〕特別機能が付加されていないものより付加されているもの（ただし、特別機能が限定された利用者向けの場合は、特別機能が付加されているものより付加されていないもの）

パッケージ系電子出版物の類型ごとに以上の基準の適用例を示すと、次のとおりである。

＜音を記録したパッケージ系電子出版物＞

[1] 磁気テープより光ディスクその他の保存性に優れたもの

[例] C D、 M D > カセットテープ

[5] 記録媒体又は利用機器の規格が普及していないものより普及しているもの

[例] C D > M D

< 映像を記録したパッケージ系電子出版物 >

[1] 磁気テープより光ディスクその他の保存性に優れたもの

[例] D V D > L D > ビデオカセットテープ

[6] 特別機能が付加されていないものより付加されているもの（ただし、特別機能が限定された利用者向けの場合は、特別機能が付加されているものより付加されていないもの）

[例] 『マトリックス』 D V D [特別版、音声：日・英、字幕：日・英、メイキング映像付き] > 『マトリックス』 D V D [完全英語版、音声：英、字幕：英]

< その他のパッケージ系電子出版物 >

[1] 磁気テープより光ディスクその他の保存性に優れたもの

[例] D V D、 C D - R O M > 磁気ディスク

[6] 特別機能が付加されていないものより付加されているもの（ただし、特別機能が限定された利用者向けの場合は、特別機能が付加されているものより付加されていないもの）

[例] [コンテンツ系]

『世界大百科事典 第2版』プロフェッショナル版 > 『世界大百科事典 第2版』ベーシック版

[アプリケーション系]

『リッチ・テキスト・コンバータ 2000』R 3 > 『リッチ・テキスト・コンバータ 2000』R 3 パーソナル

[ゲーム系]

『新英雄伝説』プレミアム版 > 『新英雄伝説』

おわりに

パッケージ系電子出版物は、従来の印刷出版物と異なり、その記録方法、記録媒体が多様であり、同時期に複数の版で発行される特徴がある。また、利用に際しては、再生装置など特定の機器を必要とする。

本審議会は、このようなパッケージ系電子出版物の特性を考慮し、納入すべき「最良版」の決定基準を示した。

平成12年10月1日から施行される改正納本制度を円滑に実施するためには、国立国会図書館は、新たに納入義務を課されることとなるパッケージ系電子出版物の発行者に対し、この基準の周知に努め、その理解と協力を得ることが不可欠である。

また、パッケージ系電子出版物をめぐっては、今後の情報技術の進展により新たな記録方法、記録媒体及び利用機器が登場することも想定されるところであり、国立国会図書館は、これらの動向に留意し、必要に応じてこの基準の見直しを行うべきである。

最後に、納入されたパッケージ系電子出版物の「最良版」を、国民共有の文化財として最良の状態で保存し、利用に供するため、国立国会図書館は、技術革新の著しい利用機器への対応を含め、利用環境の整備とその保存対策について速やかに検討に着手すべきであると考える。

資料1 国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成12年法律第37号）〔新旧対照表〕

国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）

改 正 前	改 正 後
<p>第10章 国、地方公共団体等の発行する出版物の納入</p> <p>第24条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、<u>左の各号に該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）</u>が発行されたときは、当該機関は、<u>公用のため並びに外国政府出版物との国際的交換の用又はその他の国際的交換の用に供するため、その発行部数が500部以上のときはその30部、その発行部数が500部未満のときは館長の定めるところにより30部未満の部数を、直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。但し、館長は、発行部数が500部以上の場合において、特に必要があると認めるとときは、30部を超える部数の納入を求めることができ、又特別の事由があると認めるときは、30部未満の部数を納入させることもできる。</u></p> <p>一 図書 二 小冊子 三 逐次刊行物 四 楽譜 五 地図 六 映画技術によって製作した著作物 七 錄音盤その他音を機械的に複製する用に供する機器に写調した著作物 八 前各号に掲げるものの外、印刷術その他の機械的又は化学的方法によつて、文書又は図画として複製した著作物</p>	<p>第10章 国、地方公共団体等の発行する出版物の納入</p> <p>第24条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、<u>次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。以下同じ。）</u>が発行されたときは、当該機関は、<u>公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、30部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。</u></p> <p>一 図書 二 小冊子 三 逐次刊行物 四 楽譜 五 地図 六 映画フィルム 七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画 八 蓄音機用レコード 九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 前項の規定は、同項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。但し、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、且つ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。</p>	<p>2 前項の規定は、同項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。但し、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、且つ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。</p>
<p>第24条の2 都道府県若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前条第1項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、<u>前条の規定に準じ、その出版物を直ちに国立国会図書館に納入するものとする。</u></p>	<p>第24条の2 都道府県若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前条第1項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、<u>同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、5部以下の部数を</u>直ちに国立国会図書館に納入するものとする。</p>
<p>2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前条第1項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、市又はこれに準ずるものの場合にあつては<u>10部以下</u>、町村又はこれに準ずるものの場合にあつては3部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。</p>	<p>2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村若しくはこれに準ずるものの諸機関により又はこれらの諸機関のため、前条第1項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、市又はこれに準ずるものの場合にあつては<u>5部以下の部数を</u>、町村又はこれに準ずるものの場合にあつては3部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。</p>
<p>3 前条第2項の規定は、<u>前項</u>の場合に準用する。</p>	<p>3 前条第2項の規定は、<u>前2項</u>の場合に準用する。</p>
<p>第11章 その他の者の発行する出版物の納入</p>	<p>第11章 その他の者の発行する出版物の納入</p>
<p>第25条 前2条に規定する者以外の者は、第24条第1項に規定する出版物を発行したときは、前2条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から30日以内に、最良版の完全なもの1部を国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。</p>	<p>第25条 前2条に規定する者以外の者は、第24条第1項に規定する出版物を発行したときは、前2条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から30日以内に、最良版の完全なもの1部を国立国会図書館に納入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 第24条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第24条第2項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 第24条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第24条第2項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 第1項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。</p>	<p>3 第1項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。</p>
<p>4 第1項但書の規定により出版物を寄贈した者及び出版物を遺贈した者の相続人に対して、館長は、定期に作成する全日本出版物の目録で当該出版物を登載したものを送付する。</p>	<p>4 第1項但書の規定により出版物を寄贈した者及び出版物を遺贈した者の相続人に対して、館長は、定期に作成する全日本出版物の目録で当該出版物を登載したものを送付する。</p>
<p>第25条の2 発行者が正当の理由がなくて前条第1項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p>	<p>第25条の2 発行者が正当の理由がなくて前条第1項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p>
<p>2 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。</p>	<p>2 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。</p>
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この法律は、平成12年10月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この法律による改正後の国立国会図書館法第24条第1項第6号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第25条までの規定にかかわらず、その納入を免ずることができる。</u></p> <p>3 <u>この法律の施行前に発行された出版物の納入については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 <u>（略）</u></p>

資料2 米国著作権法に基づく納入すべき出版物の「最良版」(Best Edition)の適用基準

1 米国納本制度の根拠規定

アメリカ合衆国(以下「米国」という。)における納本制度は、1976年著作権法(Copyright Act of 1976, USC Title 17)第407条を根拠規定としている。

この規定により、米国において発行された著作物の著作権者又はその著作物を発行する排他的権利の所有者は、(1)最良版の完全な複製物2部、(2)著作物が録音物である場合には、最良版の完全なレコード(注)2枚、及びそのようなレコードとともに発行された印刷物その他の視覚によって認めることができる資料につき、その発行の日から3ヶ月以内に、議会図書館に納入しなければならない。

(注)レコード(Phonorecords)

映画又はその他の映像を伴うものを除き、音を、あらゆる方法(現在既知の方法のみならず、将来開発される方法をも含む。)によって記録したもの。(米国著作権法第101条)

2 「最良版」に関する規定

(1) 定義

「最良版」については、米国著作権法第101条で定義されている。

最良版(Best Edition)とは、「納入日以前のある時点で米国において発行された版のうち議会図書館がその目的に最も適すると決定したもの」である。

(2) 米国議会図書館の最良版に関する適用基準

米国議会図書館に納入すべき「最良版」を決定する基準については、連邦行政命令から委任を受け、米国議会図書館著作権局が定めている。(別添連邦行政命令集第37編特許、商標及び著作権第2章議会図書館著作権局A節著作権局及び手続第202款著作権請求の登録第202款付属B「議会図書館の資料とするための著作権のある発行された著作物の最良版」(仮訳)参照)。

連邦行政命令集第 37 編 特許、商標及び著作権 第 2 章 議会図書館著作権局
A 節著作権局及び手続 第 202 款 著作権請求の登録 第 202 款付属 B 「議会図書館の資料とするための著作権のある発行された著作物の最良版」（仮訳）

（ CFR 37 Patent, Trademarks and Copyrights / Chapter Copyright Office, Library of Congress / Part 202-Registration of Claims to Copyright / Appendix B to Part 202-“Best Edition” of Published Copyrighted Works for the Collections of the Library of Congress ）

著作権法（米国法典第 17 編）は、著作権局に納入される複製物又はレコードが著作物の「最良版」の状態であることを要件とする。同法は、「著作物の『最良版』とは、納入日以前のある時点で米国において発行された版のうち議会図書館がその目的に最も適すると決定したものである」と規定している（米国以外の国で第一発行された著作物については、同法は、最初に発行された時点での最良版の納入を要件とする）。

同一の版（version）の著作物が 2 以上の版（edition）で発行されたときは、そのうちの最も質の良いものが一般的に最良版とみなされる。品質を判定する際に、議会図書館は、例外的状況の他に、次に掲げる基準に従う。

各々の版の相違点が著作物性のある内容の差異を示す場合は、各版は別版であり、当該相違点に基づく「最良版」の基準を適用しない。これらの別々の版は、著作権法の目的に対しては別の著作物となる。

数種類の資料の各々の最良版の決定に際して適用されるこの基準は、重要な順に上から並べられて以下に掲載される。2 つの版の間の判断は、基準を順次当てはめて行われることとする。まず基準を満たさない版が劣った版とみなされ、受け入れ可能な納入物でなくなる。例えば、一方が非酸性紙に印刷された普及版で、他方が普通の紙に印刷された特製本という 2 冊の図書のハードカバーの間での比較をするときは、紙の種類が製本よりも重要な基準であるため、前者が最良版となる。

著作権局の規則に基づき、将来納入者になり得る者は、特定の著作物の最良版以外の複製物又はレコード（例えば、逐次刊行物の印刷版よりむしろマイクロ形態のもの）を納入するための承諾を、納入義務に係る「特別の救済」の請求により要求することができる。特別の救済のためのすべての請求は、書面により、要求された納入物を申請者が送付できない理由及び要求された納入物の代わりに申請者が提出を希望する物を記入しなければならない。

印刷された文献

A 紙、製本及びパッケージ

- 1 耐久性に劣る紙より保存に適した紙
- 2 ソフトカバーよりハードカバー
- 3 出版者製本より図書館製本
- 4 ブッククラブ版より普及版
- 5 糊付けのみによる製本よりかがり綴じ
- 6 パンフレット製本又はらせん綴じよりかがり綴じ又は糊付けされたもの
- 7 らせん綴じ又はプラスチック綴じよりパンフレット製本
- 8 将来ルーズリーフ挿入物が発行される予定の場合を除き、ルーズリーフより製本されたもの。ルーズリーフ資料の場合、販売・頒布に際しての一部であるすべてのバインダー及びインデックスを含む。さらに、最新のルーズリーフ、補遺及びこれらの増補版を取り扱うために提供される追加バインダーを含むリリースのすべてを定期的かつ時宜を得て受領することは、これらの出版物を完全に維持するための必要条件の一部である。
- 9 外箱入りでないものより外箱入りのもの
- 10 保護用のフォルダーに入れられないものより入れられているもの（プロードサイド版の大型資料）

- 11 折りたたまれたものより巻かれたもの（プロードサイド版の大型資料）
- 12 保護用のコーティングをされていないものよりされているもの（コーティングしてはならないプロードサイド版の大型資料を除く）

B 希少性

- 1 多くの特別な特徴を有する特別限定版
- 2 普及版より限定版
- 3 出版者製本より特別製本

C 挿絵

- 1 挿絵の無いものより有るもの
- 2 白黒の挿絵よりカラーの挿絵

D 特別な特徴

- 1 爪かけ見出し又はインデックスタブが無いものより有るもの
- 2 オーバーレイ及び拡大鏡のような補助具が無いものより有るもの

E サイズ

- 1 小さいサイズより大きいサイズ（弱視者用の大活字版は、通常サイズの活字を用いた版の代わりに要求されない）

写真

A サイズ及び仕上げの優先順位

- 1 最も広く流通した版
- 2 8 × 10 インチ光沢印画
- 3 他のサイズ又は仕上げ

B 貼り付けられた物より貼り付けられていない物

C 耐久性に劣るペーパーストック又は焼付法より保存に適したもの

映画

「フィルム」及び「ビデオ・フォーマット」のフォーマットの優先順位は、以下に掲げるところによる。

A フィルム

- 1 特別のアレンジメントを施したプレ・プリントフィルム資料
- 2 35ミリ・ポジプリント
- 3 16ミリ・ポジプリント

B ビデオテープ・フォーマット

- 1 1インチ・オープンリール・テープ
- 2 ベータカム S P
- 3 D - 2
- 4 ベータカム
- 5 ビデオディスク
- 6 3 / 4インチ・カセット
- 7 1.5インチ・VHSカセット

モノラル方式

その他の静止画像

A 紙及び印刷

1 耐久性に劣る紙より保存に適した紙

2 白黒よりカラー

B サイズ及び内容

1 小さいサイズより大きいサイズ

2 地図の場合、より簡略なものより最も多くの情報量を持った版

C 希少性

1 限定発行版より最も広く発行した版

2 限定的かつ番号を付与された版のみ出版された作品の場合、番号を付与されていないが、その他の点では同一の複製物

3 特別の手法による、原資料の写真複製物

D テキスト及びその他の資料

1 注釈、付表若しくはテキスト又は他の説明的な補助資料が無い作品より有る作品

E 製本及びパッケージ

1 未製本より製本

2 異なる製本を有する版がある場合、上記 A 2 から A 7 までにおける基準を適用する。

3 折りたたまれたものより巻かれたもの

4 保護用のコーティングをされていないものよりされているもの

レコード

A ビニル・ディスクよりコンパクト・デジタル・ディスク

B テープよりビニル・ディスク

C 特別の付録が無いものより有るもの

D カートリッジよりオープンリール

E カセットよりカートリッジ

F ステレオ方式より 4 チャンネル方式

G モノラル方式よりステレオ方式

H 電子的に再製されたステレオ方式より

音楽作品

A 楽譜の完全性

1 声楽

a オーケストラによる伴奏がある場合

指揮者用の総譜又はパート譜より、完全な総譜又はパート譜（レンタル、リース、レンディングのみによって発行される作品の場合、完全な総譜のみに限定される。）

要約された総譜又はパート譜より、指揮者用の総譜又はパート譜（レンタル、リース、レンディングのみによって発行される作品の場合、指揮者用の総譜のみに限定される。）

b 伴奏が無い場合：クローズド・スコア（すべての声部が 2 つの譜表にまとめられたもの）よりオープン・スコア（それぞれの声部が譜表に分かれたもの）

2 器楽

a 指揮者用の総譜又はパート譜より、完全な総譜又はパート譜（レンタル、リース、レンディングのみによって発行される作品の場合、完全な総譜のみに限定される。）

b 要約された総譜又はパート譜より、指揮者用の総譜又はパート譜（レンタル、リース、レンディングのみによって発行される作品の場合、指揮者用の総譜のみに限定される。）

B 印刷及び紙

1 耐久性に劣る紙より保存に適した紙

C 製本及びパッケージ

1 普及版より特別限定版

2 未製本より製本

3 異なる製本を有する版がある場合、
上記 A 2 から A 12 までにおける
基準を適用する。

4 保護用のフォルダーに入れられていないものより入れられているもの

マイクロ形態

A 関係資料

1 インデックス、研究ガイドその他の印刷物が無いものより有るもの

B 耐久性及び外観

1 その他の乳剤よりハロゲン化銀

2 ネガよりポジ

3 白黒よりカラー

C フォーマット（新聞及び新聞形態の逐次刊行物）

1 その他のマイクロ形態よりリール・マイクロフィルム

D フォーマット（その他の資料）

1 リール・マイクロフィルムよりマイクロフィッシュ

2 マイクロカセットよりリール・マイクロフィルム

3 マイクロ・オペークプリントよりマイクロフィルムカセット

E サイズ

1 16ミリより 35ミリ

機械可読複製物

A コンピュータ・プログラム

1 書類その他付属資料が添付されていないものより添付されているもの

2 コピー・プロテクトされているものよりコピー・プロテクトされていないもの（コピー・プロテクトされている場合は、当該ディスクのバックアップ・コピーを添付する。）

3 フォーマット

a PC - DOS 又は MS - DOS
(又は XENIX のような他の IBM 互換フォーマット)

() 5インチフロッピー

() 3.5インチフロッピー

() CD - ROM のような光学媒体
- 最良版は、普及している NI
SO 規格に準拠しているものと
する。

b アップル・マッキントッシュ

() 3.5インチフロッピー

() CD - ROM のような光学媒体
- 最良版は、普及している NI
SO 規格に準拠しているものと
する。

B コンピュータ化された情報の著作物のうち統計の明細書、逐次刊行物又はレンズ・ブックを含むもの

1 書類その他付属資料が添付されていないものより添付されているもの

2 付属プログラムの最良版が添付されていないものより添付されているもの

3 コピー・プロテクトされているものよりコピー・プロテクトされていないもの（コピー・プロテクトされている場合は、当該ディスクのバックアップ・コピーを添付する。）

4 フォーマット

a PC - DOS 又は MS - DOS
(又は XENIX のような他の IBM 互換フォーマット)

() CD - ROM のような光学媒体
- 最良版は、普及している NI
SO 規格に準拠しているものと
する。

() 5インチフロッピー

() 3.5インチフロッピー

b アップル・マッキントッシュ

() CD - ROM のような光学媒体
- 最良版は、普及している NI
SO 規格に準拠しているものと
する。

() 3.5インチフロッピー

2 媒体以上で存在する作品

版の優先順位は、以下に掲げるところによる。

A 新聞、論文、新聞形態の逐次刊行物

1 マイクロ形態

2 印刷物

B その他の資料

1 印刷物

2 マイクロ形態

3 レコード

参 考 資 料

1 諮問書

2 納本制度審議会の構成

3 調査審議経過

1 諒問書

国図収第51号
平成12年6月5日

納本制度審議会長
衛藤藩吉殿

国立国会図書館長
戸張正雄

諒問書

納本制度審議会規程（平成9年国立国会図書館規程第1号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり諒問する。

（諒問）

納入すべきパッケージ系電子出版物の「最良版」について

（諒問理由）

国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第25条第1項の規定により、国、地方公共団体等の出版物以外の出版物、いわゆる民間出版物については、発行者は、発行の日から30日以内に、最良版の完全なもの1部を国立国会図書館に納入することとなっている。

近年の出版物の多様化、とりわけ、CD-ROM、DVD等のパッケージ系電子出版物の普及により、同一内容のものが、同時期に、異なる媒体を含む様々な版により発行されることが多くなってきている。

このたび、パッケージ系電子出版物を新たに納本対象とすること等を内容とする国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成12年法律第37号）が公布され、平成12年10月1日に施行されることとなった。このため、改正納本制度の円滑な実施を図る上で、納入すべき出版物、特にパッケージ系電子出版物の最良版について明確な基準を設ける必要がある。

2 納本制度審議会の構成

(1) 納本制度審議会

〔 〕は、平成12年6月以降の異動を表す。

会長 衛藤 濱吉 (東京大学名誉教授・東洋英和女学院院長)
会長代理 塩野 宏 (東京大学名誉教授)
委員 合庭 悅 (国際日本文化研究センター教授)
安念 潤司 (成蹊大学法学部教授)
内田 晴康 (弁護士)
小幡 純子 (上智大学法学部教授)
角川 歴彦 ((社)日本雑誌協会理事長) [平成12年6月から]
公文 俊平 (国際大学グローバル・コミュニケーション・センター
所長)
栗原 均 ((社)日本図書館協会理事長)
見城 美枝子 (青森大学社会学部教授・エッセイスト)
上瀧 博正 (前(社)日本出版取次協会会长) [平成12年8月まで]
清水 黙 (帝京平成大学情報学部教授)
菅 徹夫 ((社)日本出版取次協会会长) [平成12年8月から]
高橋 真理子 (朝日新聞社論説委員)
富塚 勇 ((社)日本レコード協会会长) [平成12年6月から]
紋谷 暢男 (成蹊大学法学部教授)
渡邊 隆男 ((社)日本書籍出版協会理事長)
渡邊 恒雄 ((社)日本新聞協会会长)

専門委員 奥住 啓介 ((財)データベース振興センター事務局長・振興部
長) [平成12年6月から]
児玉 昭義 ((社)日本映像ソフト協会専務理事・事務局長)
〔平成12年6月から〕
濱野 保樹 (東京大学大学院新領域創成科学研究科助教授)
〔平成12年6月から〕

(2) 代償金部会

部 会 長 紋谷 暢男 (成蹊大学法学部教授)

部会長代理 合庭 悄 (国際日本文化研究センター教授)

委 員 安念 潤司 (成蹊大学法学部教授)

内田 晴康 (弁護士)

小幡 純子 (上智大学法学部教授)

(3) 納入出版物の最良版に関する小委員会

小委員長 合庭 悄 (国際日本文化研究センター教授)

委 員 内田 晴康 (弁護士)

専門委員 奥住 啓介 ((財)データベース振興センター事務局長・振興部長)

児玉 昭義 ((社)日本映像ソフト協会専務理事・事務局長)

濱野 保樹 (東京大学大学院新領域創成科学研究科助教授)

3 調査審議経過

(1) 納本制度審議会の調査審議経過

第3回 平成12年6月5日

- ・国立国会図書館長の諮問
　　納入すべきパッケージ系電子出版物の「最良版」について
- ・納入出版物の最良版に関する小委員会の設置及び同小委員会所属委員、専門委員の指名
- ・同小委員会小委員長の指名（合庭惇 国際日本文化研究センター教授）

第4回 平成12年8月31日

- ・納入出版物の最良版に関する小委員会報告について了承
- ・答申（案）を討議・決定
(同日、答申を国立国会図書館長に提出)

(2) 納入出版物の最良版に関する小委員会の調査審議経過

第1回 平成12年6月26日

- ・納入すべきパッケージ系電子出版物の最良版について
 - (1)「最良版」の規定とその趣旨
 - (2)従来の出版物と「最良版」について
 - (3)パッケージ系電子出版物の発行の特徴について
 - (4)パッケージ系電子出版物の「最良版」の決定基準について

第2回 平成12年8月3日

- ・納入すべきパッケージ系電子出版物の最良版に関する小委員会報告（案）を討議・決定
(平成12年8月31日 同小委員会報告を納本制度審議会に提出)